

田原市社会教育事業共催・後援事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、各機関、団体等が行う社会教育に関する諸事業の積極的な推進を図り、自主的かつ自発的な組織活動の充実により、社会教育の振興を期するため、田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が共催し、又は後援する事業の取扱いについて定めるものとする。

（対象事業）

第2条 この要領に基づき、教育委員会が共催し、又は後援する事業は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に定める社会教育として行われる事業（以下「社会教育事業」という。）とする。

（共催事業）

第3条 教育委員会は、社会教育事業のうち、次に掲げる事業については、当該社会教育事業について、共催することができる。

- (1) 田原市（以下「市」という。）又は教育委員会が実施を委託した社会教育事業（以下「委託事業」という。）及び補助事業として認定した社会教育事業（以下「補助事業」という。）
- (2) 各機関、団体等が広く市民を対象として行う公益性の高い社会教育事業
- (3) 各機関、団体等が行う社会教育事業の自主的な活動を推進し、社会教育振興上極めて有益と認められる社会教育事業
- (4) その他前3号に準ずる社会教育事業

（後援事業）

第4条 教育委員会は、社会教育事業のうち、次に掲げる事業については、後援することができる。

- (1) 各機関、団体等が行う社会教育事業で事業計画が適当である

とともに、社会教育振興上の効果が期待される社会教育事業

(2) 各機関、団体等が、その構成員を対象に定例的な日常活動として行う社会教育事業

(3) その他前2号に準ずる社会教育事業

(事業共催及び後援ができない事業)

第5条 教育委員会は、次に掲げる事業については、前2条に定める社会教育事業であっても、共催及び後援は行わないものとする。

(1) 営利を目的とする社会教育事業

(2) 特定の政党の利害及び公私の選挙に関する社会教育事業

(3) 特定の宗教の支持若しくは、特定の教派、宗派、及び教団を支援する社会教育事業

(4) 事業計画の不備及び事業内容が適正を欠き、参加者等に対する安全対策等運営上の問題がある社会教育事業

(5) 前各号のほか、教育委員会が適当でないと認める社会教育事業
(事業共催、後援の申し出及び承認)

第6条 第3条及び第4条の規定に基づく社会教育事業の共催又は後援を得ようとする各機関及び団体は、共催・後援願(様式第1号)に事業計画を添えて、事業実施の2週間前までに教育委員会へ提出するものとする。この場合、教育委員会は、事業の共催又は後援が適当と認めたときは承認し、共催・後援承認書(様式第2号)を交付するものとする。

(教育委員会の助言)

第7条 教育委員会は、共催又は後援をする社会教育事業の実施に関して当該社会教育事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、必要があると認めたときは、事業の主催者に対して事業計画、事業運営等について、指導及び助言をすることができる。

（事業終了後の報告）

第 8 条 事業の主催者は、第 6 条の承認を得た社会教育事業が完了したときは、事業完了後、1 か月以内に教育委員会へ事業完了報告書（様式第 3 号）を提出するものとする。

（事業主催者への期待）

第 9 条 教育委員会の共催及び後援を得て社会教育事業を行う事業主催者は、適切な事業計画の作成とともに事業の実施に当たっては、参加者の安全及び福祉に配慮し、参加者の社会教育活動の定着を推進するよう期待する。

（委任）

第 1 0 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 8 月 2 0 日から施行する。